



令和3年度～令和5年度 厚生労働科学研究費補助金（難治性疾患政策研究事業）

小児慢性特定疾病児童等の自立支援に資する研究班
成果報告会
2023年2月12日

小児慢性特定疾病対策における 自立支援事業に関する現状と課題

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

生命倫理研究室長

小児慢性特定疾病情報室SV

掛江 直子



小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の
実施状況調査の結果について

—平成27年度～令和4年度 小児慢性特定疾病対策実施主体実施調査—

集計担当：国立成育医療研究センター
生命倫理研究室 研究補助員 服部 ことの

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施状況調査

方 法：厚生労働省健康局難病対策課によるメール調査

対 象：小児慢性特定疾病対策に取り組む実施主体

- ◎2022年度分（令和4年12月実施）135実施主体
（内訳）都道府県：47、政令指定都市：20、中核市：62、児相設置市：6
- 2021年度分（令和4年2月実施）133実施主体
（内訳）都道府県：47、政令指定都市：20、中核市：62、児相設置市：4
- 2019・2020年度分（令和2年12月実施）130実施主体
（内訳）都道府県：47、政令指定都市：20、中核市：60、児相設置市：3
- 2018年度分（平成31年4月実施）125実施主体
（内訳）都道府県：47、政令指定都市：20、中核市：58
- 2017年度分（平成30年4月実施）121実施主体
（内訳）都道府県：47、政令指定都市：20、中核市：54
- 2016年度分（平成29年4月実施）115実施主体
（内訳）都道府県：47、政令指定都市：20、中核市：48
- 2015年度分（平成28年3月実施）112実施主体
（内訳）都道府県：47、政令指定都市：20、中核市：45

133/135実施主体
回答率：98.5%

結果報告：厚生労働科学研究費補助金（難治性疾患政策研究事業）
「小児慢性特定疾病児童等の自立支援に資する研究」班
（研究代表者：檜垣高史）の分担研究課題として報告予定

2

年月	都道府 県数	政令指 定都市 数	中核市 数	追加された中核市			児童相 談所設 置市数	追加された 児童相談所設置市		合計
2015(H27)年4月	47	20	45	越谷市	八王子市		0			112
2016(H28)年4月	47	20	47	呉市	佐世保市		0			114
2017(H29)年1月	47	20	48	八戸市*			0			115
2018(H30)年4月	47	20	54	福島市	川口市	八尾市	0			121
				明石市	鳥取市	松江市				
2019(H31)年4月	47	20	58	山形市	福井市	甲府市	0			125
				覆屋川市						
2020(R2)年4月	47	20	60	水戸市	吹田市		2	世田谷区	江戸川区	129
2020(R2)年7月	47	20	60				3	荒川区*		130
2021(R3)年4月	47	20	62	松本市	一宮市		4	港区		133
2022(R4)年4月	47	20	62				5	中野区		134
2022(R4)年7月	47	20	62				6	板橋区*		135

*八戸市、荒川区、板橋区は年度の途中で追加されており、「年度初めの数」と「年度末の数」が違うので注意されたい。

3



1. 相談支援事業(必須事業) 第19条の22第1項

相談支援の具体的な内容としては、以下のものが考えられるが、地域の実情に応じて都道府県等において適切な相談支援体制を整備し、実施するものとする。

① 療育相談指導

医師等が医療機関からの療育指導連絡票に基づき、小児慢性特定疾病児童等の家族に対して家庭看護、食事・栄養及び 歯科保健に関する指導を行うとともに、福祉制度の紹介、精神的支援、学校との連絡調整、その他日常生活に 関し必要な内容について相談を行う。

② 巡回相談指導

現状では福祉の措置の適用が困難なため、やむを得ず家庭における療育を余儀なくさせている在宅指導の必要がある小児慢性特定疾病児童等に対し、嘱託の専門医師等により療育指導班を編制し、関係各機関と連絡調整の上出張又は巡回して相談指導を行い、必要に応じ訪問指導を実施する。

③ ピアカウンセリング

小児慢性特定疾病児童等の養育経験者が、日常生活や学校生活を送る上での相談や助言を行い、小児慢性特定疾病児童等の家族の不安の解消を図る。

④ 自立に向けた育成相談

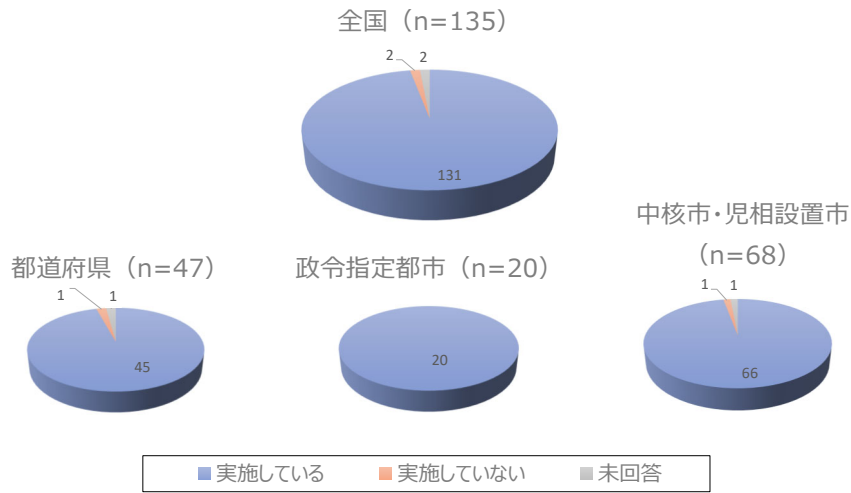
小児慢性特定疾病児童等は、疾病を抱えながら社会と関わるため、症状などの自覚及び家族や周囲との関係構築の方法など、自立に向けた心理面その他の相談を行う。

⑤ 学校、企業等の地域関係者からの相談への対応、情報提供

小児慢性特定疾病児童等を受け入れる学校、企業等への相談援助、疾病について理解促進のための情報提供・周知啓発等を行う。

1.相談支援事業（必須事業）

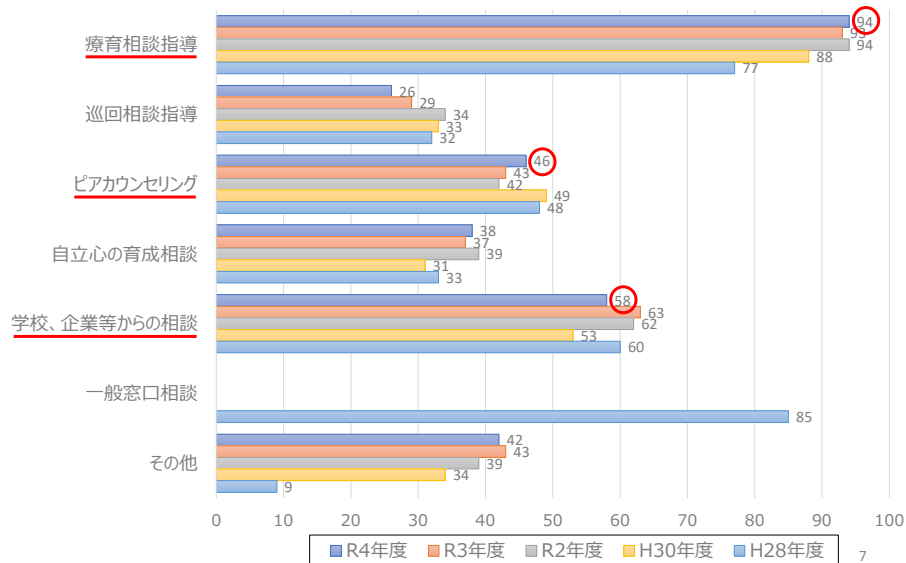
問1-1 相談支援事業実施状況（2022年度）



6

1.相談支援事業（必須事業）

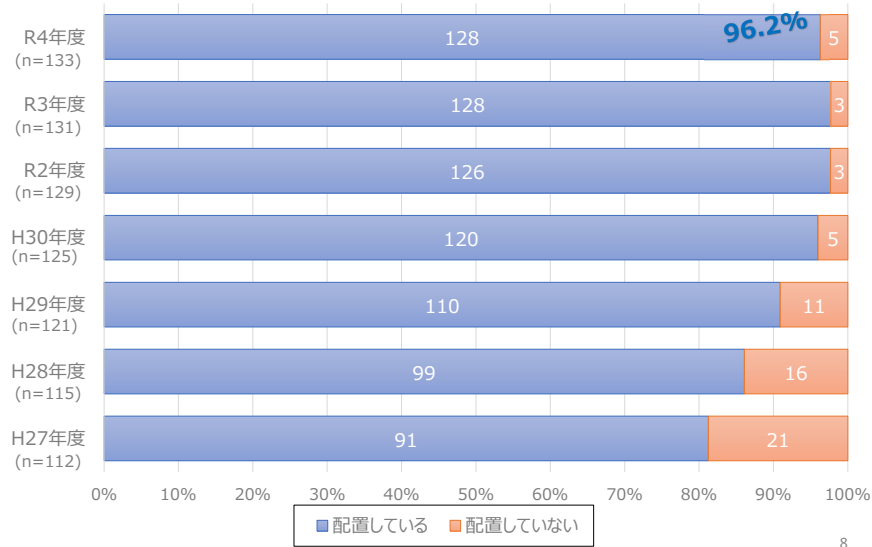
問1-2 相談の内容（重複回答有り）



7

1.相談支援事業（必須事業）

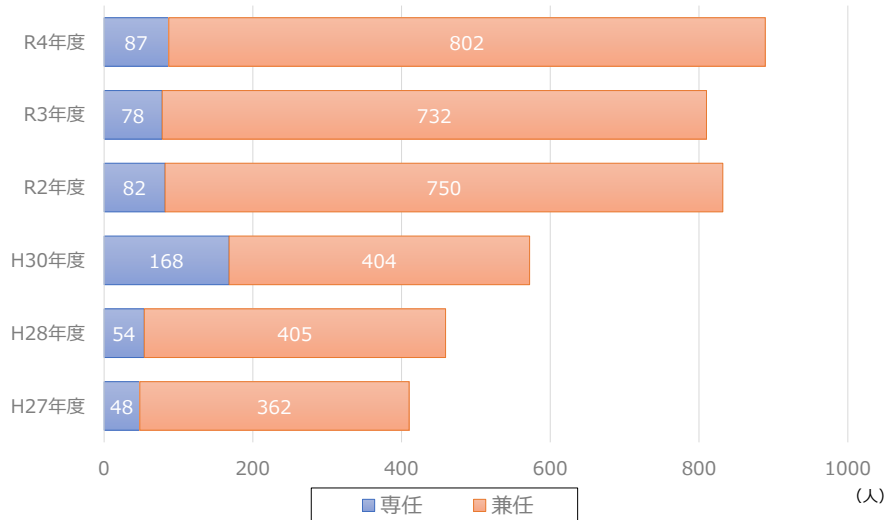
問2 自立支援員等の配置について（配置の有無）



8

1.相談支援事業（必須事業）

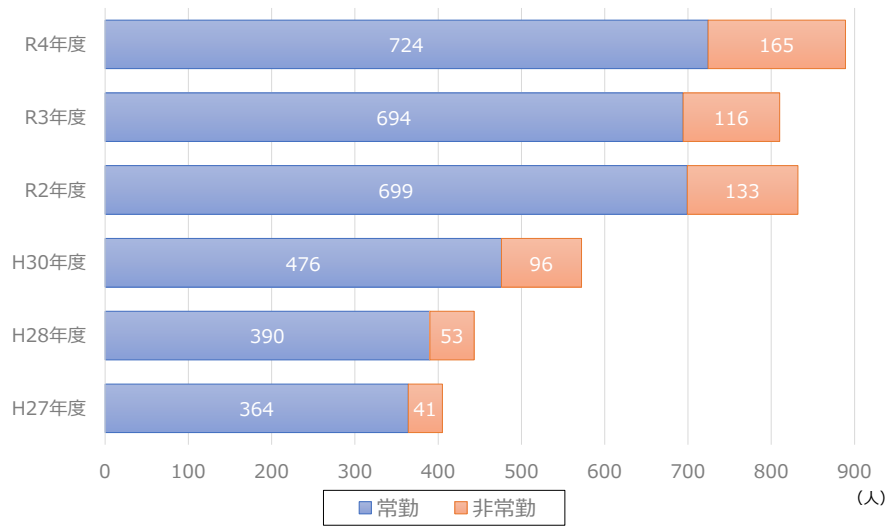
問3-1 自立支援員等の配置について（専任・兼任の人数推移）



9

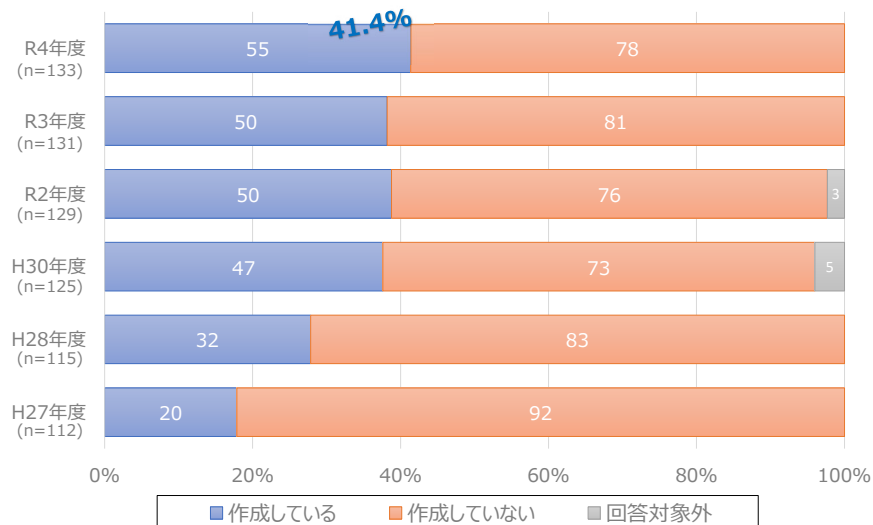
1.相談支援事業（必須事業）

問3-2 自立支援員等の配置について（常勤・非常勤の人数推移）



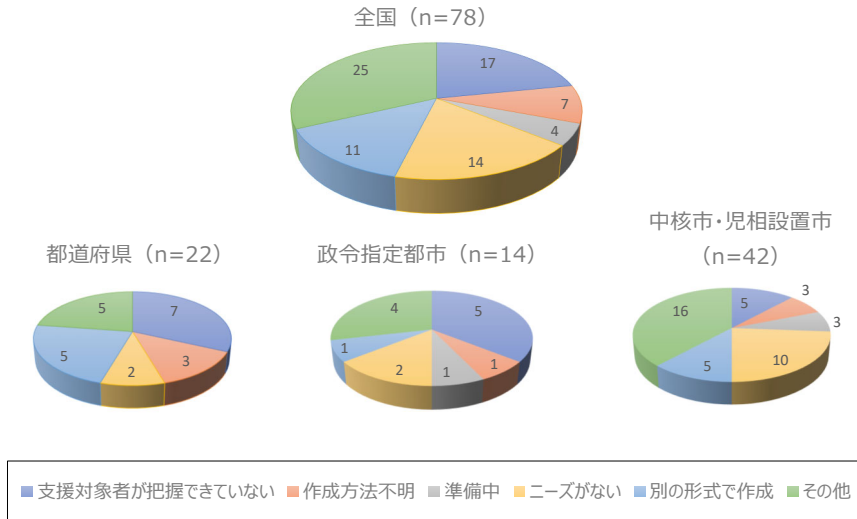
1.相談支援事業（必須事業）

問3-3 個別支援計画の作成状況推移



1. 相談支援事業（必須事業）

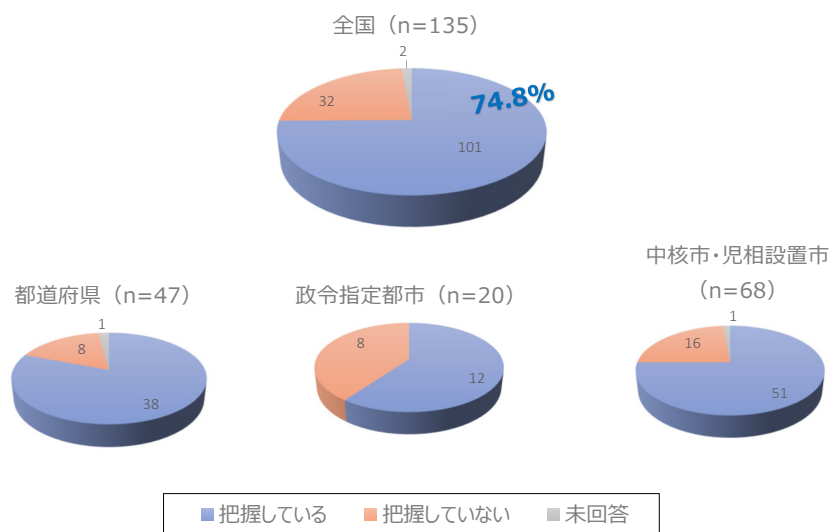
問3-4 個別支援計画を作成していない最大の理由（2022年12月時点）



12

2. 地域内の小児慢性特定疾病施策に対するニーズの把握

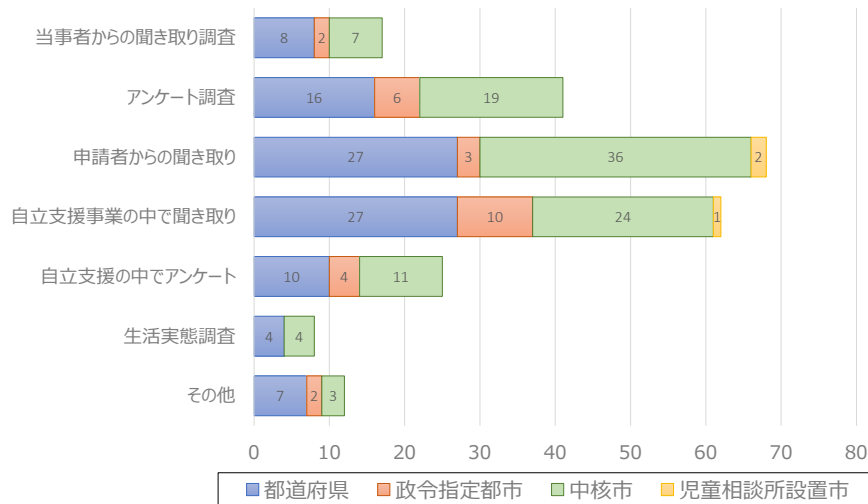
問4-1 ニーズを把握しているか（2022年度）



13

2.地域内の小児慢性特定疾病施策に対するニーズの把握

問4-2 ニーズの把握方法（複数回答、2022年度）



14

2.任意事業（第19条の22第2項）

■療養生活支援事業

医療機関その他の適切な場所において、小慢児童等を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話、その他必要な支援を行う。たとえば、医療機関等によるレスパイト事業の実施（第19条の22第2項第1号）

■相互交流支援事業

相互交流を行う機会の提供及びその他の便宜を供与する。たとえば、ワークショップの開催、小慢児童等同士の交流、小慢児童等と小児慢性特定疾病に罹患していた者、他の小慢児童等の家族との交流など（第19条の22第2項第2号）

■就職支援事業

就労に関する必要な支援又は雇用情報の提供を行う。たとえば、職場体験・職場見学、就労に向けて必要なスキルの習得支援、雇用・就労支援施策に関する情報の収集や提供に関することなど（第19条の22第2項第3号）

■介護者支援事業

介護者の負担軽減に資する必要な支援を行う。たとえば、小慢児童等の通院等の付添い支援、家族の付添い宿泊支援、小慢児童等のきょうだいの預かり支援、家族向け介護実習講座など（第19条の22第2項第4号）

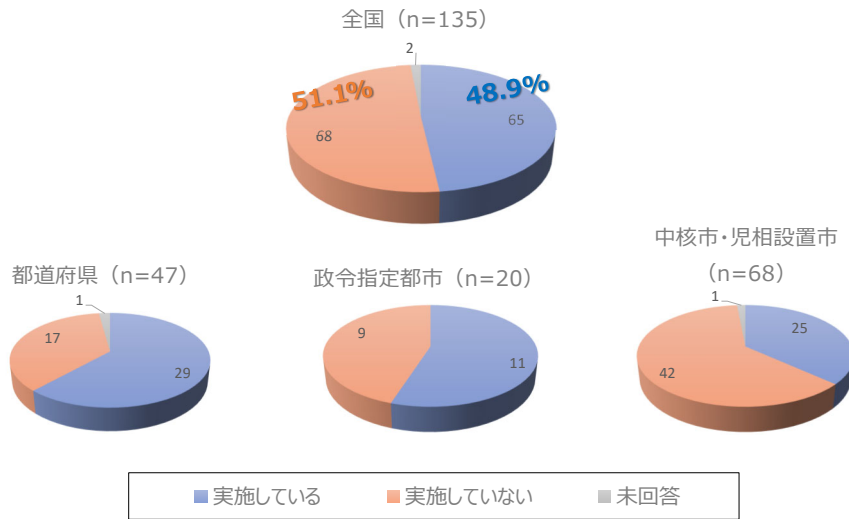
■その他の自立支援事業

自立に必要な支援を行う。たとえば、長期入院等に伴う学習の遅れ等についての学習支援、身体づくり支援、自立に向けた健康管理等の講習会、コミュニケーション能力向上支援など（第19条の22第2項第5号）

15

3. 自立支援事業のうち任意事業について

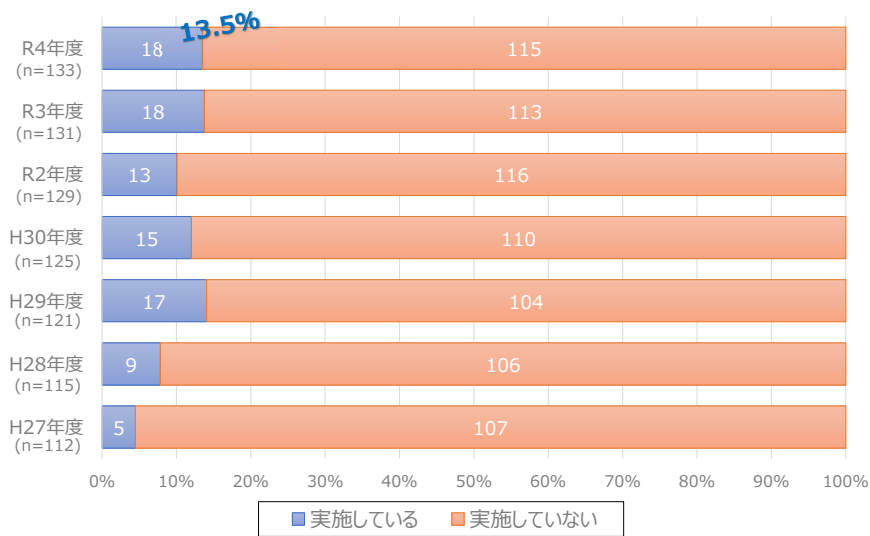
問5-1 任意事業の実施状況（2022年度）



16

3. 自立支援事業のうち任意事業について

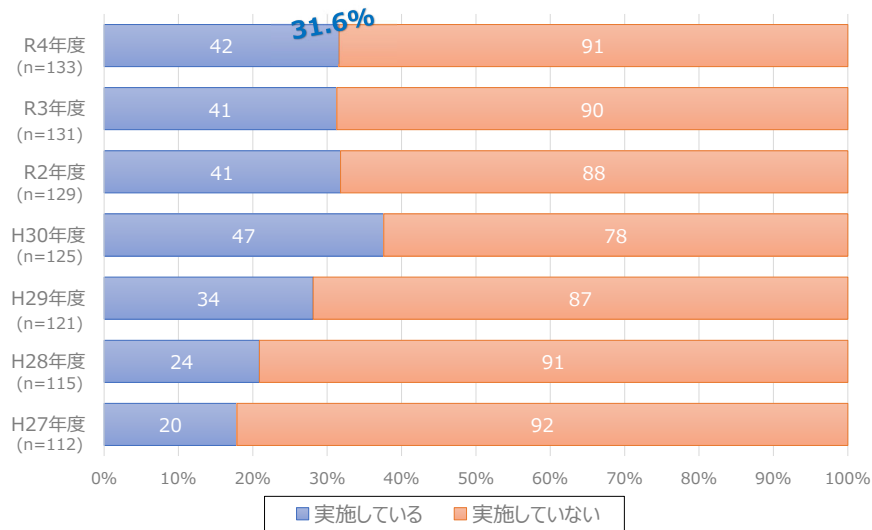
問5-2 ① 療養生活支援事業の推移



17

3. 自立支援事業のうち任意事業について

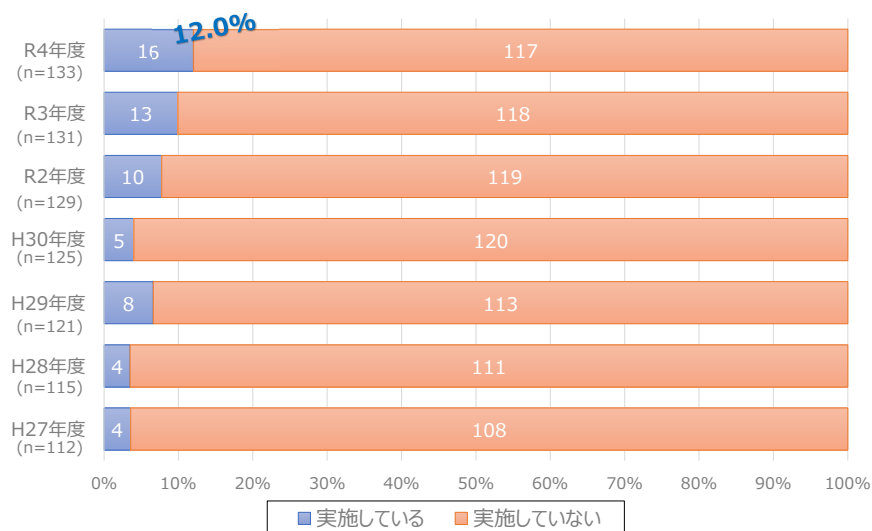
問5-2 ② 相互交流支援事業の推移



18

3. 自立支援事業のうち任意事業について

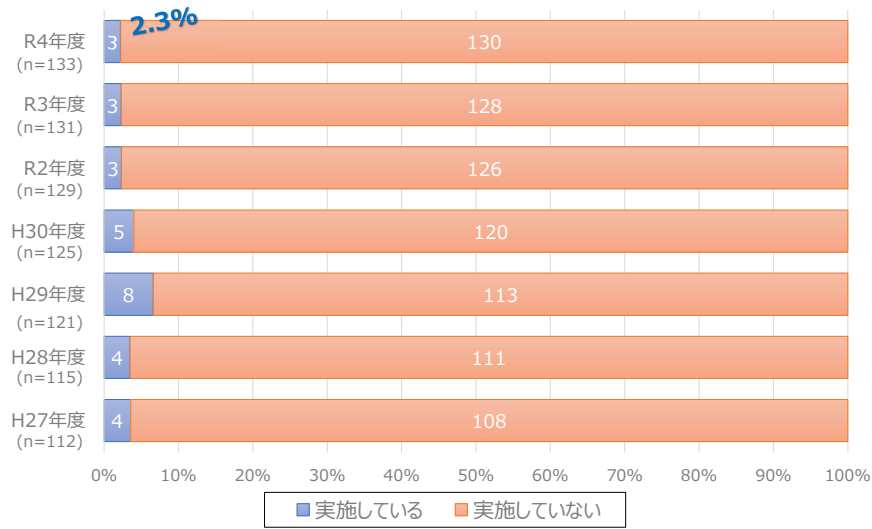
問5-2 ③ 就職支援事業の推移



19

3. 自立支援事業のうち任意事業について

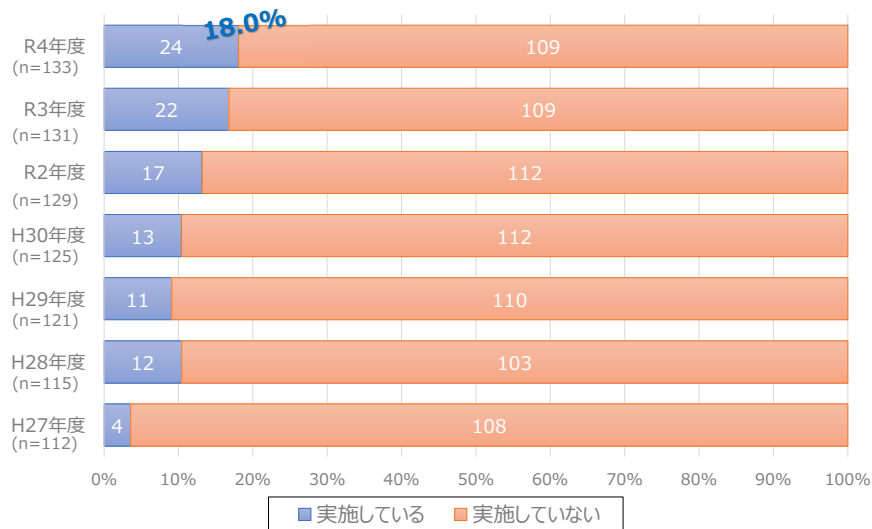
問5-2 ④ 介護者支援事業の推移



20

3. 自立支援事業のうち任意事業について

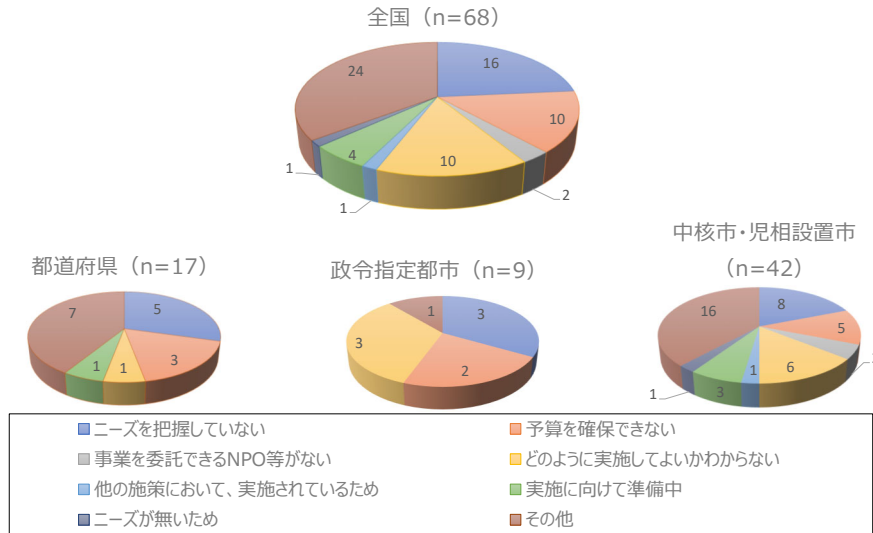
問5-2 ⑤ その他の自立支援事業の推移



21

3. 自立支援事業のうち任意事業について

問5-3 任意事業を行っていない最大の理由（2022年度）



22

2022年度の自立支援等の実施状況

事業	取り組み	小慢自立支援事業 任意事業として実施	単独事業もしくは その他の補助事業 として実施	実施なし
療養生活支援事業	医療機関による一時預かり（日帰り）	2	2	129
	医療機関以外による一時預かり（日帰り）	0	2	131
	医療機関によるレスパイト（短期預かり）	11	2	120
	医療機関以外によるレスパイト（短期預かり）	3	3	127
	その他の支援（自由記載）		5	128
相互交流支援事業	小慢児童およびその家族同士の交流（ワークショップ、キャンプ等の開催）	34	5	94
	小慢児童のきょうだい児同士の交流（ワークショップ、キャンプ等の開催）	6	0	127
	小慢児童と小慢に罹患していた移行期・成人期の患者（先輩患者）との交流	7	0	126
	その他の支援（自由記載）		6	127
就職支援事業	職場体験や職場見学	2	0	131
	就労に向けての必要なスキル・資格取得に関する支援（就労前準備の支援）	1	1	131
	就労先で配慮を得られるようなコミュニケーション支援（就労後支援）	1	1	131
	就労に関する情報提供（講演会や個別相談会等）	13	5	115
	小慢疾患を持って就労した患者による助言や支援（講演会や個別相談会等）	5	1	127
	学校関係者や企業関係者、ハローワーク担当者が参加する講演会や事例検討会等	6	2	125
	その他の支援（自由記載）		1	132

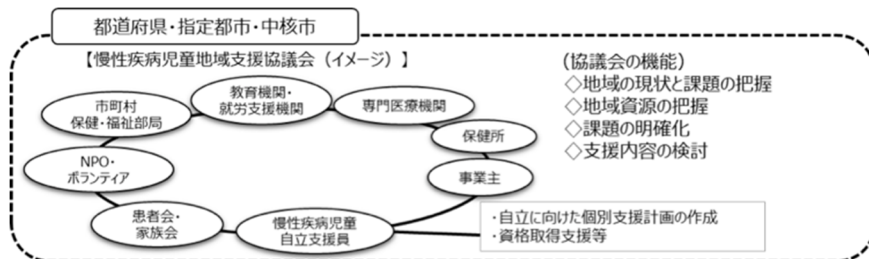
2022年度の自立支援等の実施状況

事業	取り組み	小慢自立支援事業 任意事業として実施	単独事業もしくは その他の補助事業 として実施	実施なし
介護者支援事業	小慢児童の通院等の付添支援	0	1	132
	家族等が利用できる長期滞在施設又はこれに準じる施設における家族の付添宿泊支援	0	0	133
	小慢児童のきょうだい預かり支援	0	1	132
	家族向け介護実習講座等	0	0	133
	その他の支援（自由記載）	3		130
その他自立支援事業	自立に向けた健康管理等の講習会	6	0	127
	長期入院等に伴う学習の遅れ等に対する学習支援	6	2	125
	就園前の小慢児童や保護者のための支援（入園相談会や説明会、見学会等）	8	0	125
	就園・就学している小慢児童や家族のための支援（相談会や交流会等）	10	0	123
	保育士、幼稚園教諭、学校教諭を対象とした支援（講演会や研修会等）	5	1	127
	小慢児童の身体づくり支援	0	0	133
	きょうだい児支援に関する研修会	4	0	129
	その他の支援（自由記載）	7		126

24

4.慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業

新制度では、地域における小児慢性特定疾病児童等の支援内容等につき、関係者が協議するための体制を整備することとなり、各実施主体（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市）に「慢性疾病児童等地域支援協議会」が設置され、地域の現状と課題の把握、地域資源の把握、課題の明確化、支援内容の検討等を行い、「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を進めていくこととなった。

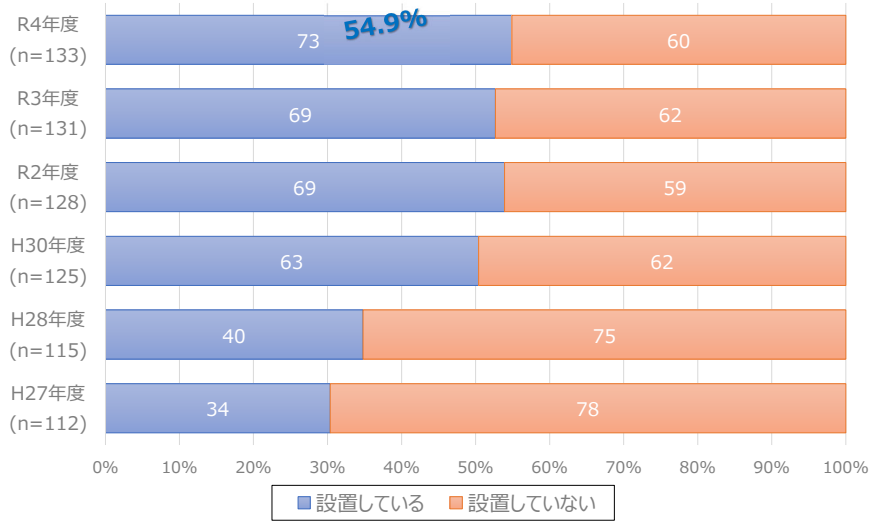


出典：厚生労働省健康局難病対策課 作成資料

25

4.慢性疾病児童等地域支援協議会

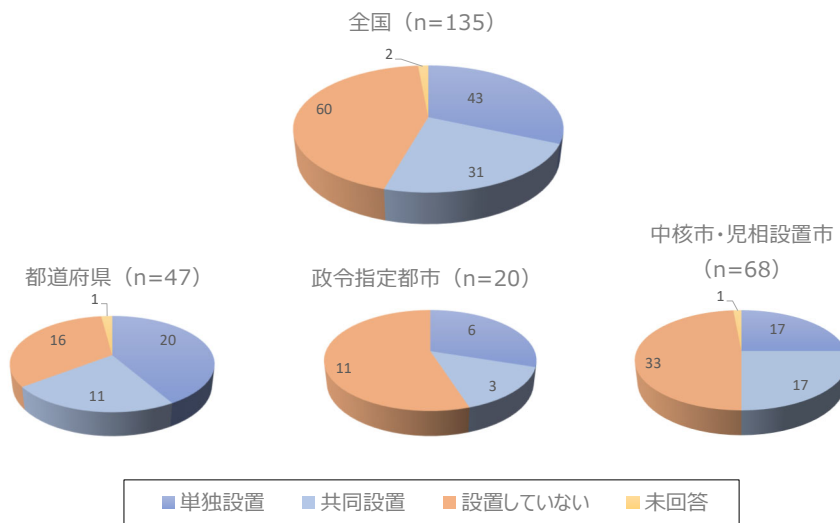
問6-1 慢性疾病児童等地域支援協議会の設置状況の推移



26

4.慢性疾病児童等地域支援協議会

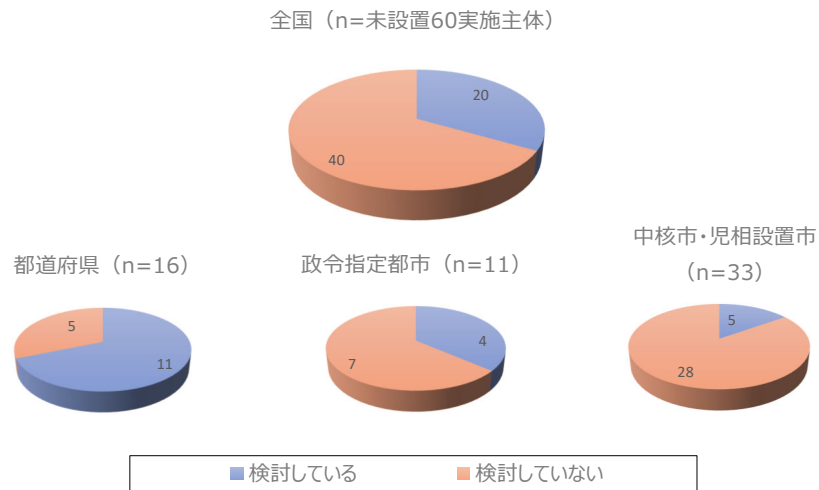
問6-1 慢性疾病児童等地域支援協議会の設置状況（2022年度）



27

4.慢性疾病児童等地域支援協議会

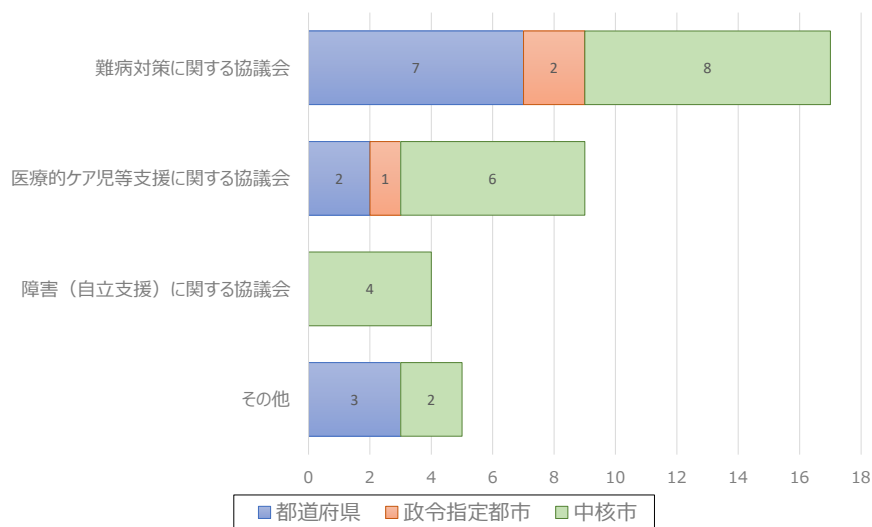
問6-1-1 慢性疾病児童等地域支援協議会設置についての検討の有無



28

4.慢性疾病児童等地域支援協議会

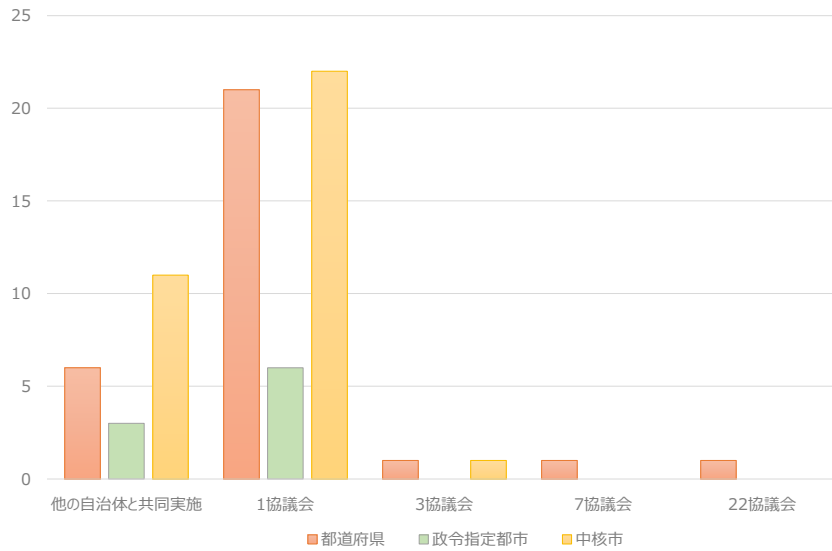
問6-2 共同開催の協議会等（2022年度）



29

4.慢性疾病児童等地域支援協議会

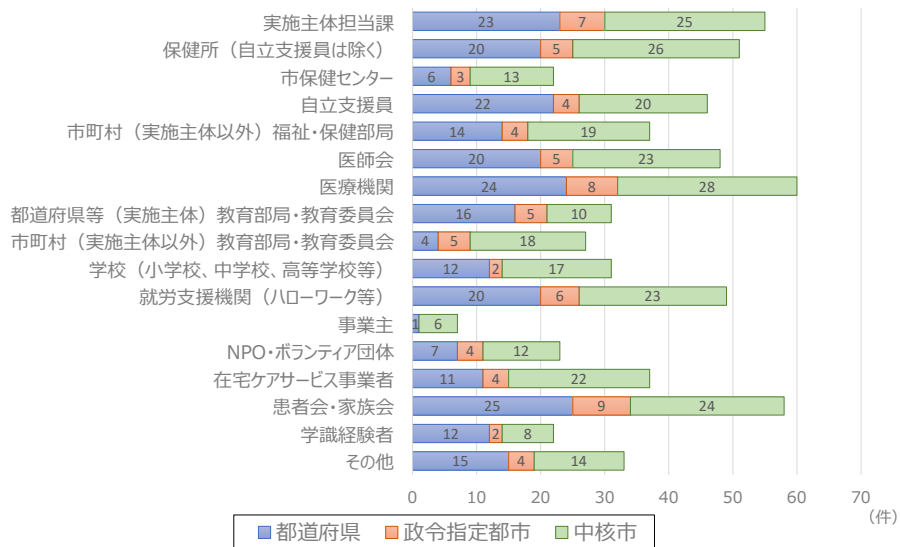
問6-3 設置協議会数



30

4.慢性疾病児童等地域支援協議会

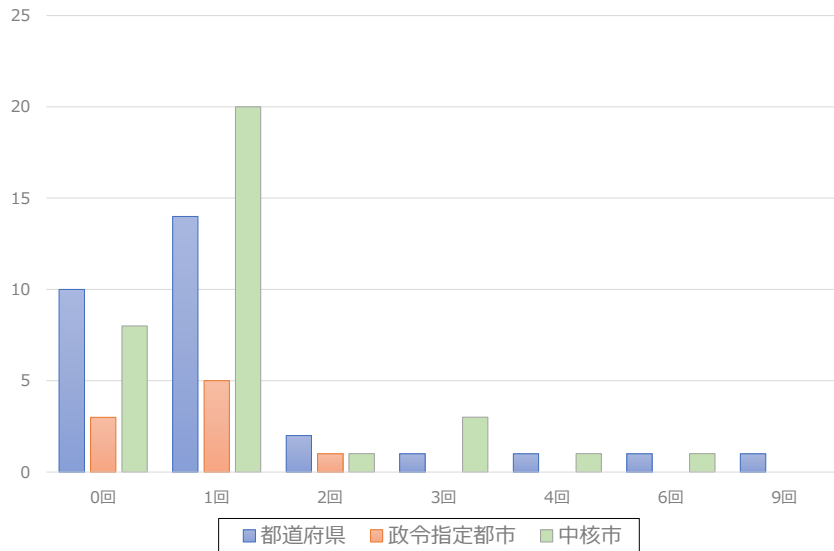
問6-4 協議会の構成員（2022年度）



31

4.慢性疾病児童等地域支援協議会

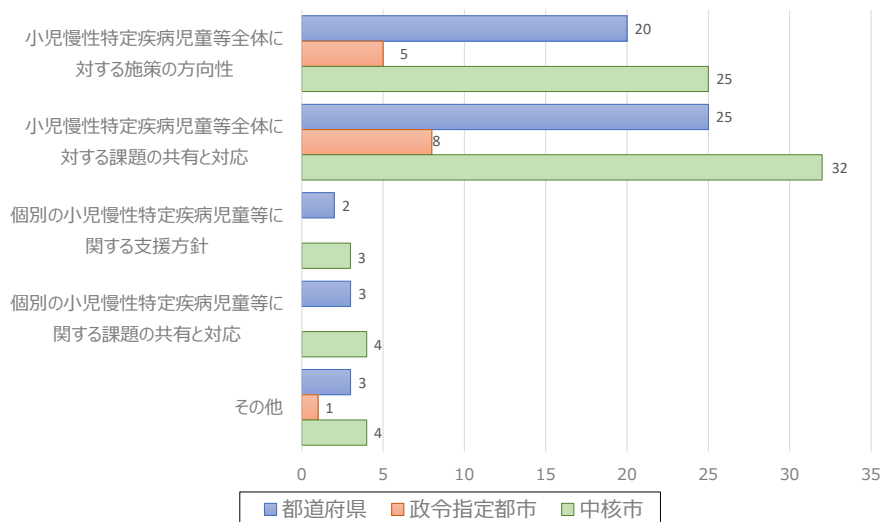
問6-5 協議会の開催回数（2021年度）



32

4.慢性疾病児童等地域支援協議会

問6-6 議論の内容（2021年度）



33



3. まとめ（自立支援事業の現状と課題）

34

自立支援事業の現状と課題

- 必須事業については、ほぼすべての実施主体において何らかの取り組みがなされていることが確認できた。自立支援員の配置についても、96.2%の実施主体で1名以上が配置されていることが明らかになった。ただし、多くは常勤職員による兼任であったことから、今後はエフォートの状況等も把握が必要であるかもしれない。
- 個別支援計画の作成状況については、以前として約6割の実施主体が作成していないことが明らかとなった。ただし、その他回答から、単回の相談が多く、個別支援計画を立てて継続的に支援する案件が少ない状況も推察された。
- ニーズの把握については、約75%の実施主体で把握に努めていることが明らかとなった。
- 任意事業については、何らかの事業を実施しているとの回答が48.9%で、約半数の実施主体で実施していることが明らかになった。他方、実施できない理由としては、ニーズ（どのような任意事業が求められているのか）が把握できていない、予算が確保できない、どのように実施してよいかわからない等が挙げられていた。
- 任意事業は実施主体毎に取り組む内容が異なり、また年度によっても実施内容が変わる事例が多いことから、利用者への適切かつ細やかな情報提供が不可欠であると考ええる。
- コロナ禍において対面支援の実施に制限があった中、本年度も引き続き各実施主体で自立支援事業の実施に大変なご苦勞をされていた状況が推察された。しかしながら、患者・家族もこのような状況下で**更なる支援を必要としていることが推察されることから、必須事業の更なる充実、任意事業の積極的な展開が強く期待される。**また制限解除に伴う今後の事業の活発化にも期待する。